

○ アジアを中心に、これまで21のEPA/FTA等が発効済又は署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
シンガポール	☆(1月)	★(11月)				△(3月)	▲(9月)																	
メキシコ		◆(11月~)	☆(9月)	★(4月)							△(9月)	▲(4月)												
マレーシア			◆(1月~)	☆(12月)	★(7月)																			
チリ				◆(2月~)	☆(3月)	★(9月)																		
タイ			◆2(月~)		☆(4月)	★(11月)																		
インドネシア				◆(7月~)	☆(8月)	★(7月)																		△(8月)
ブルネイ					◆(6月~)	☆(6月)	★(7月)																	
ASEAN全体 (AJCEP)	≪ 物品貿易等 ≫				◆(6月~)	☆(4月)	★(12月)																	
					≪ サービス・投資 ≫				◆(10月~)									△(3月)	★(8月)					
フィリピン		◆(2月~)	☆(9月)			★(12月)																		
スイス					◆(5月~)	☆(2月)	★(9月)																	
ベトナム					◆(1月~)	☆(12月)	★(10月)																	
インド				◆(1月~)						☆(2月)	★(8月)													
ペルー								◆(5月~)		☆(5月)	★(3月)													
豪州					◆(4月~)					☆(7月)	★(1月)													
モンゴル										◆(6月~)	☆(2月)	★(6月)												
TPP											◆(7月~)	☆(2月)												
CPTPP(注)																◆(5月)	☆(3月)	★(12月)						
EU												◆(4月~)					☆(7月)	★(2月)						
米国																	(4月~)	☆(10月)	★(1月)					
英国																		(6月~)	☆(10月)	★(1月)				
RCEP											◆(5月~)								☆(11月)	★(1月)				

(注) 英国の加入議定書は2024年12月に発効。またコスタリカの加入手続中。

【CPTPP・農林水産物の輸入】 重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。英国の加入に当たり、現行で一部の締約国にのみ与えている譲許(国別枠等)は、英国に与えないことで合意。

○主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	・ 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)を維持</u>。 ・ その上で、既存のWTO枠(77万玄米ト)の外に、豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 豪州：0.6万実ト(当初3年維持)→0.84万実ト(13年目以降)
小麦	・ 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)を維持</u>。 ・ 既存のWTO枠に加え、カナダ(5.3万t(7年目以降))、豪州(5万t(同))に<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 ・ マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	・ 現行の糖価調整制度を維持。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
牛肉	・ 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(主要国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 ・ 16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>。 ・ 輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	・ <u>差額関税制度を維持</u>するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)を維持</u>。 ・ <u>長期の関税削減期間(9年)を確保</u>(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 ・ 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>。
脱脂粉乳 バター	・ <u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>国家貿易でないTPP枠を設定</u>。(生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降))(最近の追加輸入量の範囲内で設定)

【CPTPP・農林水産物の輸出】 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出関心の高い品目の全てで関税撤廃を獲得。他のCPTPP諸国4億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。英国の加入に当たり、日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	国	市場アクセス	
		基準税率	合意内容
牛肉	カナダ	26.5%	6年目 撤廃
	メキシコ	20～25%	10年目 撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
なし	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
緑茶	ベトナム	40%	4年目 撤廃
チョコレート	ベトナム	13～25%	5～7年目 撤廃
切り花	カナダ	無税～16%	即時撤廃
精米(短・中粒種)	英国	121ポンド/1,000kg	即時撤廃、8年目(2030年) 撤廃
	マレーシア	40%	11年目(2028年) 撤廃

注:「基準税率」はTPP交渉のベースとなった税率(英国については2021年9月1日時点、その他の国については2010年1月1日時点)。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸入】 米について関税削減・撤廃等からの「除外」の確保、
麦・乳製品の国家貿易制度等の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置を獲得。

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。 - ごく少量の関税割当て枠（小麦：200t → 270t（7年目）、大麦：30t（即時））を設定（国家貿易・SBS方式）。
粗糖・精製糖等	- 現行の糖価調整制度を維持。 - 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
豚肉	- 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。 - 長期の関税削減期間（9年）を確保（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃）。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
牛肉	関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂粉乳・バター等	脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当て枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857t → 15,000t（6年目、生乳換算））。

品目	合意内容
チーズ	- ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当て（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（20,000トン(初年度)→31,000t（16年目））。 - TPPでの合意内容 - シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ（プロセスチーズ）：関税撤廃 - 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持 - 一部のフレッシュチーズ（モッツアレラ等）：関税維持 - ブルーチーズ：関税削減 - プロセスチーズ：関税割当て EUとの合意内容 横断的な関税割当て - 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%未満）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（段階的に16年目に撤廃）。
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6～11年目に、それぞれ段階的に撤廃）。
林産物	構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的に8年目に撤廃）。
酒類	- ワイン（ボトルワイン：67-125円/L、スパークリングワイン：182円/L）は即時関税撤廃。 - 清酒（70.4円/L）・焼酎（16%）は11年目に関税撤廃。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸出】 牛肉、緑茶、水産物などの輸出関心の高い品目を
 含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）。EU4.5億人の市場に向
 けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	基準税率	合意内容
水産物	無税～26%	即時撤廃 ・ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・アイスクリーム (段階的に6年目までに70%削減) ・ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。
醤油等調味料	7.7% (醤油)	
緑茶	無税～3.2%	
牛肉	12.8% + 141.4～304.1€/100kg	
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの) 8.5%又は10% (切り花)	
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 、 9.5€/100kg (ながいも)	
林産物	無税～10%	
豚肉※	46.7～86.9€/100kg	
鶏肉	6.4%、18.7～102.4€/100kg	
鶏卵(粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg	
牛乳・ 乳製品	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳) 、 189.6€/100kg 等 (バター)	
酒類	0.154€/L (ボトルワイン) 0.32€/L (スパークリングワイン) 0.077€/L (清酒)	

アルコール度数により異なる。
 14%の場合を例示

(注) ※は、2025年7月現在、輸出解禁に向け協議中の品目
 (注) 「基準税率」は、2017年1月1日時点の税率。

【米国の関税措置に関する日米協議の合意・農林水産物の輸出入】

- 輸入については、MA米制度の枠内での必要なコメの調達の確保、バイオエタノール、大豆、トウモロコシ等の購入拡大。
- 輸出については、牛肉(26.4%)など既存の関税率が15%以上の品目は既存の関税率のまま、15%未満の品目は15%に。

○米国の関税措置に関する日米協議(米国時間2025年7月22日合意)の内容

品目	合意内容(輸入)	品目	既存の関税率	合意内容(輸出)
米	・ MA米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保	牛肉	26.4%	26.4%のまま
その他農産物	・ バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品の購入の拡大 (※このほか、持続可能な航空燃料が含まれる。)	ぶり	3%(冷蔵)、無税(その他)	15%
		ホタテ貝	無税	
		緑茶	3.2%(風味有)、無税(その他)	

○(参考)日米貿易協定(2020年1月1日発効)の合意内容

- ・ 米について、関税削減・撤廃等からの「除外」を獲得。脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠は設けず。全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。
- ・ 米国向け牛肉について、低関税による輸出枠65,005トン(※1)へのアクセス確保。輸出関心が高い42品目(醤油、ながいも、切り花、柿等)の関税削減・撤廃を獲得。

品目	合意内容(輸入)	品目	基準税率	合意内容(輸出)
米	・ 全て除外(米国枠は設けない)。	醤油	3%	段階的に5年目に撤廃
小麦	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、 <u>枠外税率(55円/kg)を維持。</u> ・ <u>TPPと同内容</u> でマークアップを削減。 ・ <u>TPPと同内容</u> の米国枠を設定。	菓子類	2%~12.2%	段階的に2~10年目に撤廃、段階的に3~5年目に50%削減
牛肉	・ <u>TPPと同内容</u> で9%まで関税削減し、セーフガード付き(※2)で長期の関税削減期間を確保。	ながいも(冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
豚肉	・ <u>TPPと同内容</u> で差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。	切り花	3.2%~6.4%	段階的に2年目に撤廃、段階的に2年目に50%削減
脱脂粉乳 バター	・ TPPではTPPワイド枠が設けられたが、 <u>新たな米国枠は設けない。</u>	緑茶 (フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
ホエイ	・ <u>TPPと同内容</u> で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%、25%未満)はセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。	盆栽等	1.4%~4.8%	即時撤廃、段階的に2年目に撤廃
チーズ	・ <u>TPPと同内容。</u> ・ TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、 <u>新たな米国枠は設けない。</u>	柿	2.2%	即時撤廃
		メロン	1.6%~28%	即時撤廃、即時に50%削減、段階的に3~5年目に50%削減

※1 従来の日本枠200トンと複数国枠64,805トンを含せたもの
※2 セーフガード発動基準については、2022年度から、新たな発動条件(米国とCPTPPからの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動。米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件)に続行。

【RCEP・農林水産物の輸出入】

○輸入について、重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）は、関税削減・撤廃からすべて除外。農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。（対中国56%、韓国49%、ASEAN・豪州・NZ61%）

○初めて同一のEPAに参加することとなる中国及び韓国から輸出関心品目の関税撤廃を獲得。中国からはほたて貝やぶり、韓国からキャンディー・板チョコレート等の菓子、インドネシアから牛肉等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容（輸入）

（輸出）

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
重要5品目（※）	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	- 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）たまねぎ、ねぎ、にんじん等</i> - 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 <i>（例）冷凍した野菜調製品（冷凍惣菜）等</i>	野菜については基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	- 半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）合板、製材（SPF）、構造用集成材等</i> - 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	- 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）合板、製材（SPF）、構造用集成材等</i> - 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	
水産物	- 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）うなぎ調製品、海藻類等</i> - 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 <i>（例）あさり調製品等</i>	対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	

	品目	基準税率	合意内容
中国	パックご飯等	30%	21年目撤廃
	米菓	20%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	21%	21年目撤廃
	醤油	28%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%,23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝（※養殖用（無税）を除く）	14%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	10%,12%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	10%,12%	11年目又は21年目撤廃
韓国	すけそうだら	10%,12%	11年目又は21年目撤廃
	合板（針葉樹）	4%	11年目撤廃
	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
インドネシア	建築用木工品（窓、戸、杭・梁）	8%	10年目撤廃
	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

（注）基準税率は、RCEP交渉のベースとなった2014年1月1日時点の税率

○ 農林漁業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、「総合的なTPP等 関連政策大綱」に基づき、万全の対策を実施。

総合的なTPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月24日・令和元年12月5日・令和2年12月8日改訂）

体質強化対策（強い農林水産業の構築）

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ・就職氷河期世代等を含む幅広い世代の新規就業者の就農者の確保や担い手育成に必要な取組の支援、農地の大区画化・汎用化
- ・中山間地域における人材確保や基盤整備の取組の支援を通じた所得の確保や生産性向上の推進

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

- ・官民一体となった海外での販売力の強化、リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ・大口・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ・日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ・地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用への支援
- ・加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による土づくりの展開

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化を通じた畜産・酪農の国際競争力の強化
- ・原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等の推進による国産チーズ等の競争力の強化
- ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等の推進

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- ・合板・製材の生産コスト低減による合板・製材の国産シェア拡大、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換の推進
- ・原木供給の低コスト化等に加えて木材製品等の輸出拡大、林業・木材産業における省人化、省力化の推進

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換の推進
- ・マーケットインの発想に基づく養殖業の生産性の向上・国際競争力の強化に向けた取組の推進
- ・水揚げデータの電子的な収集・提供体制の強化

等

<参考：TPP等対策予算>

令和6年度補正予算 2,449億円

（平成27年度補正予算3,122億円

平成28年度補正予算3,453億円

平成29年度補正予算3,170億円

平成30年度補正予算3,188億円

令和元年度補正予算3,250億円

令和2年度補正予算3,220億円

令和3年度補正予算3,200億円

令和4年度補正予算2,704億円

令和5年度補正予算2,527億円）

平成27年度補正予算から

令和5年度補正予算までの合計額

3兆0,283億円

経営安定対策（経営安定・安定供給のための備え）

<米>

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

<乳製品>

- ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した新たな加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施

<麦>

- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的撤廃・引下げ

<甘味資源作物>

- ・加糖調製品を調整金の対象に追加

<牛肉・豚肉>

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）。豚マルキンの国庫負担水準の引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに引き直し